

広島県告示第五百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年七月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
の自然現象による土砂災害の発生原因となる自然現象による土砂災害の発生原因となる	表区域	広島県庄原市東城町久代地内
地滑り	示の区域	
次の図のとおり		
	区域の名称	
	の自然現象による土砂災害の発生原因となる自然現象による土砂災害の発生原因となる	
	号三律の土戒定第区年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土第表示め第へ関防に砂二表示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。